

アイルランドの憲法改正における熟議と直接投票（下）

徳田, 太郎 / TOKUDA, Taro

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Review of law and political sciences / 法学志林

(巻 / Volume)

118

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

210(219)

(終了ページ / End Page)

180(249)

(発行年 / Year)

2021-03-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00025502>

アイルランドの憲法改正における 熟議と直接投票（下）

徳田 太郎

目次

- 1 はじめに
- 2 アイルランドの政治と憲法
 - 2-1 アイルランド政治と憲法改正手続
 - 2-2 アイルランド憲法と社会的・道徳的争点
- 3 ミニ・パブリックスと憲法改正
 - 3-1 憲法会議と「婚姻の平等」
 - 3-2 市民議会と人工妊娠中絶（以上、前号）
- 4 熟議デモクラシー論と直接投票
 - 4-1 直接投票プロセス論と熟議
 - 4-2 熟議システム論と直接投票
- 5 事例の分析と評価
 - 5-1 「婚姻の平等」合法化過程の分析と評価
 - 5-2 人工妊娠中絶合法化過程の分析と評価
- 6 おわりに

4 熟議デモクラシー論と直接投票

〈熟議〉と〈直接投票〉の接合は、必ずしも自然なものではない。というのも、そもそも熟議デモクラシー論は、（直接投票もその具体化の一つとして考
えられる）集計型のデモクラシーへの批判として構想された側面を有しており
（Young 2000）、両者はむしろ対立的に捉えられることが一般的であったのだ。
たとえばローレンス・ルデュックは、熟議は声（voice）を重視し、プロセス

二〇

のあらゆる段階で市民を関与させ、問題を議論することを目的とするが、投票は票 (votes) を重視し、プロセスの最終段階でのみ市民を関与させ、問題を解決することを目的とする——として、両者を対比している (LeDuc 2015:139-140)。熟議を擁護する立場からは、直接投票の「非熟議的性格」が論難されることが多い (Cohen 1989, Fishkin 1995, Gutmann and Thompson 2004 など)。最近の例としては、クラウス・オッフエが英国ブレグジット国民投票を分析し、「レファレンダムは、十分な考慮を欠く大衆の選好の説明責任なき表出を助長し、一貫性、妥協の構築、および帰結の反省といった要件を軽視する」と断じているのがその典型である (Offe 2017:22)。

しかし近年では、両者の融合を志向する議論も見られるようになってきている。比較的初期のものとしては、「熟議デモクラシーは、直接デモクラシーを攻撃し批判するための理論として用いられてきたが、実際には、直接デモクラシーの実践を改善するための道具として使うことができる」というイーサン・ライプの議論を挙げることができるだろう (Leib 2006:924)。

ここでは、熟議と直接投票とを積極的に結びつけようとする議論を、「直接投票をプロセスとして捉え、その過程における熟議の位置づけを考えようとする」ものと、「熟議をシステムの捉え、その中に直接投票を位置づけようとする」ものと大別して検討していく。

4-1 直接投票プロセス論と熟議

まずは、「直接投票をプロセスとして捉え、その過程における熟議の位置づけを考えようとする」議論である。

熟議デモクラシーに関しては、1990年代の「デモクラシー論の熟議的転回 (deliberative turn)」, 2000年代の「熟議デモクラシーの経験的転回 (empirical turn)」を経て、2010年代には「熟議デモクラシー論のシステム論的転回 (systemic turn)」を迎えたとされている (Dryzek 2010: 3-10, Owen and Smith 2015: 213-214, 田村 2017: 24-32)。「熟議デモクラシー論のシステム論的転回」については4-2で扱うことになるが、ここでの議論に関係するのは

「熟議デモクラシーの経験的転回」である。すなわち、理論的な研究の深まりと広がりだけでなく、現実の政策形成の過程においてミニ・パブリックスをはじめとする熟議の実践が積み重ねられ、またそのうちのいくつかが直接投票に先立つ形で実施されること⁽¹⁾で、（先に例示したライブの議論のように）両者の関係を積極的に論じようという機運が高まってきたのだ。たとえばジョン・ギャスティルとロバート・リチャーズは、「我々は、既存の制度や実践に、無作為抽出による市民議会を接ぎ木することによって、直接デモクラシーをより熟議的なものにする方法を提案する」として、具体的に5つの形態の手続を提案している（Gastil and Richards 2013: 253）。

(1) レヴィの「熟議投票」論

そのような流れの中でユニークな地位を占めるのが、ロン・レヴィの「熟議投票（deliberative voting）」論である（Levy 2013, 2017）。レヴィはまず、「どのような憲法改正であれば、民主的な正統性を有するとみなし得るのか」を問い、民主的正統性に関する各種の議論を検討した結果、「憲法改正は熟議デモクラシー的手続きを経てのみ進められるべきである」との結論に至る（Levy 2013: 557）。「民主的な正統性を有する憲法改正には、今や極めて負担の大きい二重の要件が存在している。すなわち、レファレンダムと、堅実な熟議である」（Levy 2013: 557）。その上で提唱するのが、熟議投票モデルである。

レヴィは、「熟議投票は、レファレンダムの問題点である（投票者の）即断や無知を緩和する」とし、その方法として次の3つを挙げる（Levy 2017: 214）。1つめは熟議ミニ・パブリックスである。ミニ・パブリックスは「レファレンダムで問われることになる改正案に関する、専門家主導による広範な学習や構造的な熟議を行う」ことで、「より広範な公衆のレファレンダムに関する議論における熟議的なトーンと実質的なパラメーターを設定することができ

(1) 代表的な例として、2004年のブリティッシュ・コロンビア州市民議会、2006年のオランダ市民フォーラム、2007年のオンタリオ州市民議会、2010年からのオレゴン州市民イニシアチブ・レビュー、2011年のアイスランド憲法評議会などが挙げられる。

る」。2つめは「投票者へのチュートリアル」である。これは、投票行為の一部として、中立的な委員会が設計したチュートリアルを組み込む（たとえば、それを読まなければ有権者登録ができない）ようにするというものである。そして3つめは「投票用紙のデザイン」である。改正案に関する設問の前に、改正案の価値や目的に関する予備的な質問を設けることで、それらを理解した上での総体的な推論に基づく投票となるようにするというものである。

ここで注意が必要なのは、ミニ・パブリックスを除く2つは、他者と言葉を交わすことを想定していない、ということである。つまり、そこでの deliberation は、「討議 (deliberation with others)」としてのそれではなく、「熟慮 (deliberation within themself)」を指していると言えるだろう⁽²⁾。そしてレヴィの関心は、主に後者、つまり熟慮としての deliberation を実現するための（多くははまだ実現していない）制度設計にある。投票とは、「純粋に個人的な行為」である故に「標準的な熟議デモクラシーの革新では容易に影響を与えることができない」(Levy 2013: 558)。であるからこそ、そこに焦点を当てようというのがレヴィの主張なのだ。したがって、アイルランドの事例、特に投票に至るまでの（討議としての）deliberation とその影響を検討しようとする本研究においては、主たる対象からは外れることになる。とはいえ、ミニ・パブリックスについて「より広範な公衆のレファレンダムに関する議論における熟議的なトーンと実質的なパラメーターを設定することができる」との分析は、この後に確認する熟議システム論とも相通じる、重要な論点であると言えるだろう。

(2) ランデモアの「一般投票プロセス」論

投票の「瞬間」ではなく、投票に至る「過程」に着目したのが、ランデモアの「一般投票プロセス (popular vote processes)」論である。これは、『スイス政治学レビュー』第24巻第3号(2018年)の特集「討論：レファレンダム

(2) Deliberation の両義性については、吉良 (2007)、柳瀬 (2009) などを参照。

は「民主シーを高めるのか、脅かすのか？」で提起された議論である。同特集は、フランシス・チェネヴァルとアリス・エル＝ワキルの論文に3名の討論者がコメントし、それに対してさらに3名がコメントして、最後にエル＝ワキルとチェネヴァルがリプライするという構成となっている。討論の目的は「一般投票プロセスの制度設計に関する規範的な議論を深める」ことにあったが（Cheneval and el-Wakil 2018: 295）、討論者であるシモーヌ・チェンバース、およびエレヌ・ランデモアが「熟議」に着目した議論を展開する（Chambers 2018, Landemore 2018）。とりわけランデモアは、チェネヴァルとエル＝ワキルが「一般投票プロセス」という語を用いていることに大きな意味を見出し、次のように述べる。

「一般投票プロセス」という語は、十分な量の署名を集めるという事前の段階など、投票の瞬間以外の別の段階を伴うことが多いことの複雑性および時間的に分散した性質を強調する利点を有する。多数決についてのジョン・デューイの有名なフレーズを言い換えれば、レファレンダムは決して単なるレファレンダムではない。それは、複数の段階を経て最終的に一般投票に至る多段階のプロセスである。（Landemore 2018: 320-321）

その上でランデモアは、「レファレンダムを単に投票の瞬間ではなく『プロセス』として認識することで、重要な概念的前進を示しているが、（中略）まだ投票に焦点を当てすぎている」と批判する（Landemore 2018: 322）。「プロセス全体をより熟議的にする方法に関する省察を含めることによって、この提案を改善できる」とするのだ（Landemore 2018: 322）。

レファレンダムは、決して単なるレファレンダムではなく、実際の投票に先立って行われる、あるいは行われない一連の熟議であって、政治的判断の情報を提供するためにも、またその背後にある利害を一般化するためにも望ましいものであると考えるべきである。（Landemore 2018: 322）

つまり、レファレンダムが「直接デモクラシー」的であるのは、投票の瞬間のみであって、そこに至るまでのプロセスに着目するならば、それはむしろ「熟議デモクラシー」でもあり得るということになる。この議論は、「熟議デモクラシーは（中略）直接デモクラシーの実践を改善するための道具として使うことができる」（ライプ）、あるいは「直接デモクラシーをより熟議的なものにする」（ギヤスティルとリチャーズ）といった議論と似ているようであり、はるかにラディカルな提案であると言えるだろう。たとえば、本稿における分析の対象であるアイルランドの事例は、憲法会議や市民議会といったミニ・パブリックス、国民投票が決定してからの賛否両派によるキャンペーンなど、一連の流れを「一般投票プロセス」として評価することが可能になるのだ。

4-2 熟議システム論と直接投票

次に、「熟議をシステムの的に捉え、その中に直接投票を位置づけようとする」議論である。

先に記した「熟議デモクラシー論のシステム論的転回」なる言説に象徴されるように、近年、ジェーン・マンスブリッジやジョン・S・ドライゼクをはじめとする様々な論者によって「熟議システム」論が展開されている。熟議システム論とは、専門家、圧力活動や抗議運動、党派的なメディアなど、それ自体は熟議的といえないような制度や実践であっても、それを通じて社会全体に当該争点についての反省をもたらす（マクロなシステム全体の次元で見れば熟議の質を増大させ得る）ならば、熟議システムの構成要素と見なし得ると考え、システム全体としての相互作用を把握しようとするものである。ここでは、熟議システム論の全体像を把握した上で、その中で直接投票がどのように位置づけられているのかを見ていくこととしたい。

(1) マンスブリッジらの熟議システム論

「熟議システム」概念が最初に提起されたのは、マンスブリッジの1999年の論文（Mansbridge 1999）においてであるといわれる（Owen and Smith

2015: 214)。その後マンスブリッジは、2012年のジョン・パーキンソンらとの共著により概念を精緻化した（Mansbridge et al. 2012）。

マンスブリッジらは、それまでの熟議デモクラシー論は、議会やミニ・パブリックスなど、個々の熟議フォーラムの場のみ焦点を合わせ、大規模なシステム内における場の相互依存性には焦点を当ててこなかったことを批判する。単一のフォーラムのみでは、デモクラシーにおける決定のすべてを正統化するのに十分な熟議能力を持つことはできない。デモクラシーは、非公式ネットワーク、メディア、アドボカシー団体、宗教団体、立法府、執行機関、裁判所など、様々な機関や団体を含む複合体により成立しているものであり、よって、それらシステム全体における相互作用を調べることが必要であるとするのである（Mansbridge et al. 2012: 1-2）。

マンスブリッジらは、熟議システムを以下のように定義する。

「システム」とは、区別可能な、差別化された、ある程度相互依存する部分の集合体を意味し、それぞれの部分には分散機能と分業が与えられ、その上で複雑な全体を形成するような方法で結合されているものである。システムは部分間の差異と結合の両方を必要とする。システムは機能的に分業する必要があるため、他の部分が機能し得ないことをなし得る部分もある。そして、システムはある種の関係の相互依存を必要とするため、ある要素の変化が他の要素の変化を引き起こし得る。「熟議」システムとは、論争、デモ、表現、説得を通じて、政治的紛争や問題解決を行うための言語ベースのアプローチを包含するシステムである。良い熟議システムでは、抑圧や配慮に欠ける無視は、配慮を伴った説得に置き換えられるべきである。規範的には、システムアプローチとは、独立して判断される部分に加えて、システム全体として判断すべきことを意味する。私たちは、一般的な設定と特別な設定の両方で、良い熟議とはどのようなものかを問うだけでなく、優れた熟議システムは何を伴うのかを問う必要がある。（Mansbridge et al. 2012: 4-5）

そして、システムアプローチによるメリットとして、①大規模な社会的観点からの熟議デモクラシーについて考えることが可能となる、②それぞれが熟議の強みと弱みを持つシステムの部分間の分業を分析することを可能にし、それ自体は熟議ではない単一の部分（理想の熟議に照らして質が低いか、あるいは否定的な機能を持つかもしれない部分）も、それにかかわらず、全体的な熟議システムに重要な貢献をするかもしれないという可能性を考察できる、③個々の場に影響を与え、効果的な熟議の可能性を形作る大きな文脈上の問題や広範なシステムの不備を分析に導入することができる、という3点を挙げている（Mansbridge et al. 2012: 2-4）。

それでは、そのような「要素間の相互作用」により、どのような機能が果たされれば、「効果的な熟議」が実現した「優れた熟議システム」であると評価し得るのだろうか。マンスブリッジらは、熟議システムの3つの機能として、以下を挙げている（Mansbridge et al. 2012: 10-12）。

- ①認知的機能：事実や論理によって適切に伝達され、関連する理由について実質的かつ有意義な形で熟考した結果として、選好・意見・決定を生成する機能。健全な熟議システムにおいては、あらゆる側面から関連する熟考が提起され、広められ、議論され、適切に検討される。
- ②倫理的機能：市民の間の相互尊重を促す機能。相互尊重は、本質的に熟議の一部である。他者と熟議することは、他者を理由・主張・視点の源泉として理解することである。源泉としての倫理的地位を他者に与えないということは、事実上、熟議的影響力の可能性からその個人を除外するということになる。
- ③民主的機能：平等の観点から包摂的な政治プロセスを促進する機能。多数の声・関心・懸念・主張を包摂することにより、民主的正統性が担保される。民主的熟議システムは積極的に包摂を促進し、システムに参加する機会を均等にする必要がある。

しかし、「システムに求める機能と目的に基づいてシステム全体の品質を判断するということは、それらの機能がすべての部分で完全に実現されているということを必要とするものではない」。「個々の事例において低品質で非民主的な熟議とみなされるものも、システムの観点から見れば、全体的には健全な熟議に貢献するかもしれない」からである。「システムアプローチは、システムのさまざまな部分である要素が他の要素より重要となることを認識し、これらの機能の濃淡をもった適用を可能にする」(Mansbridge et al. 2012: 12-13)のである。

ここからは、以下のような議論を導くことができるだろう。すなわち、直接投票は「それ自体は熟議ではない単一の部分」に過ぎないかもしれないが、「全体的な熟議システムに重要な貢献をするかもしれない」。特に、「平等の観点から包摂的な政治プロセスを促進する」民主的機能においては、（少なくとも論理的には）すべての有権者を包摂する直接投票は、少数の有権者しか参加できない熟議フォーラムよりも優れているはずであり、それらの相互作用を分析することを通じて、「優れた熟議システムは何を伴うのか」を問うことができるはずである。

(2) 熟議システム論における直接投票の位置づけ

確かに熟議システム論は、熟議の観点から直接投票を議論または擁護する地平を開いた。しかし実際には、直接投票は「システムの他の部分で質の高い熟議を誘発したり、マイクロレベルとマクロレベルの熟議空間を結びつけたりすることができる『必要悪』」(el-Wakil 2017: 60)として付随的に議論されるにとどまっていた。

その傾向に変化の兆しが見られたのは、2020年のことである。この年、パーキンソンが「熟議システムにおけるレファレンダムの役割」と題した論文を(Parkinson 2020)、また、エル＝ワキルが「レファレンダムとイニシアチブによる熟議システムの支援」と題した論文を(el-Wakil 2020)、それぞれ発表したのだ。

まず、パーキンソンの議論を概観してみよう。パーキンソンは、問われるべきは「レファレンダムが古典的な熟議基準にいかにか致するか」ではなく、「レファレンダムは、その長所も短所も含めて、民主的システムの全体的な熟議の質に貢献できるか」であると強調する (Parkinson 2020: 2)。そして、レファレンダムの「焦点」機能に着目する。

レファレンダムが他のいかなる手段にもできないことは、大衆的な同意の行為による決定権の正統化である。しかし、意思決定の場であるレファレンダムが焦点 (focal points) として機能するため、その予見的効果が、先行するミニ・パブリックスの重要性を大幅に強化するというのも事実である。スコットランド人が市場の広場やオンライン・フォーラムでスコットランド社会のあり方について議論するということは、レファレンダムが迫っているという事実がなければ起こり得なかっただろう。(Parkinson 2020: 11-12, 傍点は原文イタリック)

もう少し詳細に見てみよう。まずパーキンソンは、ミニ・パブリックスはそれ自身が「熟議の場」であるだけでなく、むしろそこで明確化された主張やそれを裏づけるナラティブが、投票前の人々の日常的な熟議において「スクリプト」として広く利用されること、つまり、広範な熟議の前段階として機能していることに着目する。そして、「ミニ・パブリックスがこのように機能するのは、レファレンダムが存在するためであり、レファレンダムという焦点、大衆の意思決定の瞬間なしには機能しない」としている (Parkinson 2020: 13, 傍点は原文イタリック)。

ここからパーキンソンは、以下のように結論する。

大規模な熟議デモクラシーにおいて効果的な役割を果たすためには、レファレンダムは、少なくとも1つの焦点となる、十分に公開された熟議フォーラムを含む、より長く、複数の場所で、複数の方法で行われる(熟議の)プ

ロセスの終着点である必要がある。同時に、このようなフォーラムがその目的を果たすためには、非公式な公共圏と公式な意思決定の両方に接続されている必要がある。（Parkinson 2020: 13）

つまり、レファレンダムは、ミニ・パブリックスやその他さまざまな熟議の「焦点」として機能し、それらと接続することによって「民主的システムの全体的な熟議の質」の向上に寄与するのであり、またミニ・パブリックスは、日常的な熟議およびレファレンダムと接続することによって、よりよくその機能を発揮するのである。ミニ・パブリックス、より広範な日常的熟議、レファレンダムの相互作用により、「優れた熟議システム」へと至るのである。

次に、エル＝ワキルの議論を概観しよう。エル＝ワキルはまず、マンズブリッジの「再帰的代表（recursive representation）」論（Mansbridge 2019）に着目する。ここで再帰的とは、選挙による代表（首長や議員）が、有権者の声に耳を傾け、応答し、立法行為を説明し、その説明に対する市民の反応に基づいて行動するよう動機づけられているということを意味する（Mansbridge 2019: 307）。そして、レファレンダムやイニシアチブは、この代表者に対する再帰性への動機づけを高めることで、熟議システムに貢献するというのだ（el-Wakil 2020: 38）。

どういうことか。エル＝ワキルによればそれは、レファレンダムやイニシアチブにより、市民の投票権が、代表を選ぶための投票に加え、政策課題に対する投票を含むように拡張されていることと関係する。「代表者は、選挙に勝つために有権者との再帰的なコミュニケーションに従事するインセンティブを高めるように、自らの支持する政策が直接投票で承認されるようにするために市民との再帰的な交流を促進するインセンティブを高める」からである（el-Wakil 2020: 39）。エル＝ワキルが例として挙げるのは、道路に関する基金の一部を自転車道の整備に充てることに尽力する代表者である。この政策が直接投票の対象となった場合、代表者は当然、政策が支持されることを願うが、ここに2つのインセンティブが生じるという。1つは、市民の納得を得ることで

あり、ここには市民の潜在的な懸念に耳を傾けて理解し、市民が受容可能な回答を公に提供することも含まれる。そしてもう1つは、キャンペーンにおいて反対派の主張を真剣に受け止め、理解しやすい方法で彼らの主張に答え、説得することである。そして、このような「市民とその代表との間の対話的な交流は、代表する者と代表される者との関係において、より多くの討議的な相互作用を促進することによって、熟議システムを支援する」ことになるのである (el-Wakil 2020: 38)。

おそらくこの議論は、以下のような含意を有していると解釈することができるだろう。すなわち、仮にミニ・パブリックスのような熟議フォーラムが存在しなかったとしても、レファレンダムやイニシアチブなどの直接投票が存在することで、代表者の再帰性が向上する（代議制が構造的に活性化する）。そしてそれにより、システムとしての熟議の質が高まるのである。

熟議デモクラシー論と直接投票とを対立的に捉える必要がないのと同様に、直接投票と代議制も、相反するもの、矛盾するものとも考える必要はないのであり、民主的システムを全体として熟議的なものとしていく一要素として評価できるのである。

5 事例の分析と評価

このように見てくると、「直接投票をプロセスとして捉え、その中に熟議を位置づける」直接投票プロセス論も、「熟議をシステムとして捉え、その中に直接投票を位置づける」熟議システム論も、視座が異なるだけで、本質的には同じことを捉えていると言えるだろう。たとえるならば、球体の直径を測る際に、垂直線で測るか、水平線で測るかの違いだけで、実際の事例を分析・評価するにあたっては、同じように適用が可能であると考えられる。

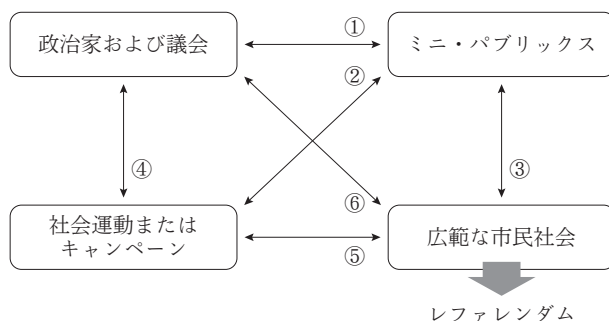
一九九

それでは、これらの「プロセス」や「システム」という視角で、アイルランドの事例を改めて捉えなおしてみよう。ポイントは、ミニ・パブリックス、キャンペーン、投票という一連の流れの中で、あるいは、それらの要素の相互作

用によって、プロセスやシステムがより「熟議的」なものとなったのかどうか、そしてそれが、集合的決定の正当性と正統性の向上に、いかに寄与したのか、という点である。

ここで、やや図式的になるが、分析対象となる主要要素（アクター）間の関係を整理すると、図表1のようなになる。

図表1 主要要素（アクター）とその関係



以下、それぞれのアクター内で、またアクター間（便宜上①～⑥の数字を付した）において、どのような「熟議的契機」があったのかを検討していく。

5-1 「婚姻の平等」合法化過程の分析と評価

まずは、「婚姻の平等」合法化過程について見ていこう。大きく「ミニ・パブリックス」に関連するものと、「キャンペーン」に関連するものとに分けて分析・評価していくことにする。

(1) ミニ・パブリックスをめぐるシステムの影響

ミニ・パブリックスを軸としたアクター間の相互作用としては、①ミニ・パブリックスと政治家（および議会）、②ミニ・パブリックスと社会運動、③ミニ・パブリックスと広範な市民社会という3つを検討することができる。

まず①ミニ・パブリックスと政治家（および議会）の相互作用だが、なによりも大きな特徴は、憲法会議に政治家が包摂されていたという点である。すで

に3-1で確認した通り、一般にミニ・パブリックスにおいては、政治家はメンバーから排除されるところ、憲法会議ではメンバーの3分の1が、国民議会の政党構成比にあわせて全政党から選出された議員によって構成されていた。当初は「政治家が議事を支配してしまうのではないか」「結果を歪めてしまうのではないか」との懸念もあったが、実際にはそのようなことは起こらなかったことが検証されている (Farrell et al. 2019)。むしろ政治家の包摂は、ミニ・パブリックスと議会との間の「非接続」のリスクを最小限に抑えるという利点につながった。その後の国民議会での議論においては、約50人の議員が憲法会議を参照した発言を行った (Suiter et al. 2016: 46)。ジェーン・スターらは、野党シン・フェインの下院議員 (憲法会議のメンバーではなかった) からの次の発言を、その典型例として挙げている (Suiter et al. 2016: 47)。

私はその優れた仕事において憲法会議を祝福する。私は最初いくつかの留保をしたが、私は憲法会議が独自の役割を遂行し、[憲法に] 必要な改正を行う作業に着手したことを喜ばしく思う。2013年4月の憲法会議において、同性婚について検討された。憲法会議は、同性カップルの市民婚を可能とするための憲法改正に圧倒的多数の賛成票を投じた。憲法会議がアイルランドにおける平等な婚姻の権利を強く支持したことは、アイルランドにおける婚姻の平等キャンペーンの歴史的な一歩を踏み出すものであり、われわれは、これを実現させた憲法会議のすべてのメンバーに感謝する。

ジョアン・A・エルキンらは「政治的には、野党のいずれかがその争点を政治的資源とし、下院の審議を妨害することは可能であった。しかし、そのようなことが起こらなかったのは、憲法会議によって得られたコンセンサスの賜物である」と述べているが (Elkink et al. 2017: 364)、党利党略を超えて、あくまでも争点に対する「理に適った」議論を可能にしたとするならば、この相互作用には大きな意味があったと言えるだろう。

次に、②ミニ・パブリックスと社会運動の相互作用である。2-2で見てきた

ように、「婚姻の平等」国民投票には長い前史があり、賛成・反対ともにアドボカシー団体を中心とする社会運動が展開されてきていた。それらとミニ・パブリックスとの間には、どのような関係を見て取ることができるだろうか。

先に、憲法会議においては、他のミニ・パブリックスには見られない特徴として、政治家の包摂があったことを確認したが、もう一つ、興味深い特徴があった。一般にミニ・パブリックスにおいては、中立性・客観性への配慮から、アドボカシー団体はそのプロセスから排除されることが多いのだが、憲法会議においては、賛成・反対両派のアドボカシー団体に対して、会議メンバーへのプレゼンテーションの機会が与えられていたのだ。

スーターらは、それらの団体が「政治から疎外される可能性のある声をすくい上げる」重要な機能を果たし、「これによりインプットの正統性が強化されている」としている（Suiter et al. 2016: 35-36）。

マンスブリッジらは、熟議システムの機能の1つとして「平等の観点から包摂的な政治プロセスを促進する機能」を挙げていた。「多数の声・関心・懸念・主張を包摂することにより、民主的正統性が担保される」ことになるのだが、これは、層別の無作為抽出で「社会の縮図」を構成することによっても、完全に実現できるとは限らない。憲法会議では、グランドルール1の1つに「声の平等性」（equality of voice）が掲げられていたが、何が「平等性」を担保するかは自明ではないのだ。アドボカシー団体をも包摂しようとする憲法会議の取り組みは、ミニ・パブリックスにおける平等性／代表性に再考を迫る、貴重な実践であったと言えるだろう。

そして、最も重要なのが、③ミニ・パブリックスと広範な市民社会、つまりマキシ・パブリックの相互作用である。まずは、市民社会からミニ・パブリックスへの入力だが、憲法会議には、1行の電子メールから長くて詳細な提案に至るまで、2,500件の意見が寄せられた。特に「婚姻の平等」に関しては、個人や団体から1,000件を超える資料が提出されている。スーターらは、この中でも特に市民団体の果たした機能に着目し、それらが「政治から疎外される可能性のある人々の声をすくい上げ、意見や選好を反映させるために重要な機能

を果たし、「これによりインプットの正統性が強化されている」としている (Suiter et al. 2016: 35-36)。

しかし、より重要なのは、ミニ・パブリックスから市民社会への出力とその影響だろう。ミニ・パブリックスが市民社会に「熟議的な手がかり」(Gastil 2014: 151) を提供する度合いが問題となる。

憲法会議は、小グループでの円卓会議を除いて、すべてがライブストリーミングされ、専門家やアドボカシー団体のプレゼンテーション資料はウェブサイトに掲載された。スターらは、これらをアーカイブしている憲法会議のウェブサイトが、その後のキャンペーンの最中に重要な教育資源となり得た可能性に言及している (Suiter et al. 2016: 49)。

また、アウトリーチ活動も行われた。期間中、全国で9回の地域会議が開催され、約1,000人の市民が参加した。たとえば2013年10月にコークで開かれた第1回地域会議には、地元の5人の市民メンバーが参加し、およそ100人の聴衆に、憲法会議での仕事について積極的に伝えた (Suiter et al. 2016: 47)。さらに、国営放送であるRTÉ Radio 1の著名なトークショー (ジョー・ダフィー・ショー) に、会議の市民メンバーが定期的に出演し、憲法会議のプロセスと勧告をレポートした (Suiter et al. 2016: 47)。

「婚姻の平等」の議論に関しては、特にメディアの注目を集めた。エルキンらは、メディア報道が憲法会議の作業の可視性と提案の正統性を高め、投票の結果にそれらを反映させるものであったとし、また投票傾向の調査分析から、憲法会議に関する知識を有する有権者は、そうでない有権者に対して、「婚姻の平等」国民投票で賛成票を投じる傾向が高かったことを示し、「レファレンダムの制定に会議が関与したことが、より広いコミュニティにおける熟議に影響を与えたことを示唆している」と述べている (Elkink et al. 2017: 369-372)。

(2) キャンペーンをめぐるシステムの影響

レファレンダムの実施が決まると、賛成・反対両派のキャンペーンが展開されることになる。先にも触れた通り、従来の熟議デモクラシー論においては、

アドボカシー団体などによる言論は、熟議とは相反するものとして扱われていた。たとえばジェイムズ・フィシュキンは、「(道徳的・政治的イデオロギーや利益集団によって動員され、強い意見を持って参加する人々による)世間の議論は、偏見のない人々による理性的な意見の交換ではなく、すでに意見を確信している人物が他者を説得しようと発するメッセージのやり取りが基本形になっている」としている (Fishkin 2009=2011: 86)。確かにこれらの団体は、自己の利益を実現するべく活動する集団であり、そこに「選好の変容」を見出すことは難しい (田村 2016: 193-194)。しかし「たとえそうであっても、利益団体と熟議民主主義とが相容れないとは限らない」。熟議システム論の視座からは、「マイクロな集団利益の主張のマクロな熟議的效果」を考えることができるからである (田村 2016: 193-194)。したがって、アイルランドの「婚姻の平等」国民投票において精力的に展開されたキャンペーンは、様々な領域の熟議に影響を与える要素として検討することが可能となる。

キャンペーンを軸としたアクター間の相互作用としては、②キャンペーンとミニ・パブリックス、④キャンペーンと政治家 (および議会)、⑤キャンペーンと広範な市民社会という3つを検討することができる。

このうち②については、社会運動からミニ・パブリックスへの入力という形ですでに検討している。この逆回路、すなわちミニ・パブリックスからキャンペーンへの出力はどうだろうか。

熟議システム論の主な論者の一人にドライゼクがいる。ドライゼクはヘイリー・スティーブンソンとの共著において、熟議システムの構成要素として、私的領域、公共空間、決定権限を付与された空間など7つを挙げているが (Stevenson and Dryzek 2014: 27-29)、そのうち公共空間には、「同種の活動家が集まる場」も含まれている (Stevenson and Dryzek 2014: 28)。そうであるならば、キャンペーン内部における熟議というものもありうることになる。たとえば、以下のような記述は、その一つの具体的な例として評価することができるだろう。

2014年10月、Yes Equalityは、LGBTコミュニティ内のパートナー団体との情報交換と議論のための日を持ち始めた。これらの「プラットフォーム・ミーティング」には、LGBT団体からのサポーター、そして後には他の団体や個人が集まり、彼らが計画を聞き、国レベルで新たな戦略的思考に関する議論に参加する機会を提供した。(中略) GLEN, Marriage Equality, ICCLのリーダーたちは、それぞれのシニア・スタッフとともに、時には100人もの参加者による集会に取り組んだ。(Healy et al. 2015: 81)

文中の「Yes Equality」は、賛成派キャンペーンの中核を担ったネットワーク組織である。GLEN (Gay and Lesbian Equality Network), Marriage Equality, ICCL (Irish Council for Civil Liberties) という3つの団体を中心としつつ、35団体によって構成されたネットワーク組織であることを考えると、その内部においても様々な熟議があったことが容易に想定されるが、上の記述からは、さらに広範な個人や団体を巻き込んだ熟議の場が生成されたであろうことが見て取れる。

次に、④キャンペーンと政治家の相互作用である。すべての主要政党が賛成派キャンペーンを支持し、必然的に多くの政治家が自らも賛成のキャンペーンに参加した。顕著な例を挙げれば、保健大臣のレオ・バラッカーは、⁽³⁾ RTÉ ラジオでのインタビューにおいて、同国の閣僚としては初めて、ゲイであることを公表し、賛成を呼び掛けている。一方で、無所属議員を中心に、少数ではあるが反対派のキャンペーンに加わった政治家もいる。特定の争点に関する大規模なキャンペーンが展開されたのは、まさにレファレンダムが「焦点」として機能したからにほかならず、それゆえに個々の政治家も、自らのスタンスを明確にせざるを得なくなったのである。そしてそのことは、キャンペーンを経由する形で⑥の「政治家と広範な市民社会の相互作用」を活性化することになる。

(3) その後、2017年6月に、首相に就任している。

されるようにするために市民との再帰的な交流を促進するインセンティブを高める」ことになり、代表者の再帰性が高まるのだ。

最後に、⑤キャンペーンと市民社会の相互作用を見てみよう。すでに3-1で確認しているように、賛成派のキャンペーンは、友人や家族との積極的な議論を奨励するものであった。ここで想起したいのが、スティーブンソンとドライゼクは、私的領域も熟議システムの構成要素の1つとしていたことである。私的領域（private sphere）とは、家庭、職場、友人同士など、人々が会話を交わす場である。これらの場における話し合いは「通常、正式な熟議としての特徴を欠いているが、しかしそれでも人々のより公的な場における言動を条件づけ、可能にする役割を果たすものである」（Stevenson and Dryzek 2014: 28）。私的領域とは、「より公共的な行為において行なうことを条件づける社会化の多くが生まれる場」なのである（Stevenson and Dryzek 2014: 28）。

「婚姻の平等」という 이슈が、まさに「家族」のあり方を捉え直すものであることを鑑みれば、私的領域での熟議は大きな意味を持つことになる。そして、たとえば次のような例は、キャンペーンが私的領域での熟議を喚起することを目的としていたことを明確に示している。

2015年3月、若者の多くが賛成票を投じる可能性が高いことを認識したトリニティ学生組合は、若い有権者に対し、自身の祖父母に電話をして「婚姻の平等」に関する会話をし、国民投票への支持を呼びかけることを奨励するビデオをweb上に公開した。彼らはそれを「おばあちゃんに電話をしよう」と呼んだ。それは他世代を説得し、積極的に巻き込むための、若い世代による努力の顕著な例であった。そのビデオに触発された若者の一人に、ジェームズ・ミッチェルがいた。彼はおばあちゃんに電話をしたときの出来事をYouTubeに投稿した。その電話で彼は、自身の性的指向について初めて会話した時のことに言及した。彼は、5月22日の投票日に賛成票を投じるよう頼むつもりでそうしたが、祖母は「あなたは私にその質問をする必要はないわ」といった。「あなたがカミングアウトした日から、私はずっと

あなたの背中を見てきたの。あなたがとても勇敢だったから、私はいつもあなたが一番のファンだったのよ」。ジェームズは、彼女が賛成票を投じることを強調したことに對し、涙を拭った。彼の動画は瞬く間に拡散された。(Healy et al. 2015: 114)

バラッカーは、国民投票当日の新聞のインタビューに對し、「この国民投票は、わが国で初めて、親が子どもに勧められて投票に赴いた機会だったのではないか」と語った。⁽⁴⁾ キャンペーンが刺激した私的領域での熟議が、スティーブソンとドライゼクのいう「社会化」機能を果たしたと捉えることができるのではないだろうか。

また、これもすでに確認したことだが、アイルランドの国民投票では異例のこととして、賛成派を中心に有権者を対象とした戸別訪問が行われた。ここで、実際のキャンペーンの様子を見てみよう。以下は、ウィル・キーンという男性による証言である。

私は、自分が訪れたすべてのドア前で、同じフレーズを繰り返した。「私はウィル・キーンです。ポートラニー・ロードに住んでいます。月末に投票が行われることはご存知ですよ。私はあなたが賛成票を投じることを願っています。そして、私はあなたの疑問に答えるためにここに来ました」

それが私の取ったアプローチだった。私はゲイだと伝えた。対応が最も難しかったのは、反対派でも、宗教者でもなかった。(中略) 私たちはお互いに敬意をもって接したが、彼らの意見は変わることはないと分かっていたからだ。対応が必要で、かつそれが最も難しかったのは、無関心な人々だった。それは私自身のためではなかった。私は、「これは重要な問題です。人口の

(4) “Leo Varadkar: The first time parents are encouraged by their kids to go out and vote,” *Irish Independent* (22 May 2015) <https://www.independent.ie/videos/irish-news/video-leo-varadkar-the-first-time-parents-are-encouraged-by-their-kids-to-go-out-and-vote-31245046.html> (2017年11月13日アクセス)

10%の人々が、あなたに平等な人として認められたいと願っているのです」といった。(Bird 2016: 134-135)

先に、熟議システムの機能としてマンズブリッジらが「倫理的機能」を挙げていることを紹介したが、そこでは「相互尊重は、熟議の本質的な部分である」と強調されている (Mansbridge et al. 2012: 11, 傍点は原文イタリック)。他者と熟議することは、他者を理由・主張・視点の源泉として理解することであり、源泉としての地位を他者に与えないことはすなわち、熟議的影響力の可能性からその個人を排除することになるからである (Mansbridge et al. 2012: 11)。この観点から彼の言動を見てみよう。彼は、「疑問に答えるため」に訪問し、「お互いに敬意をもって接し」ている。そしてさらに、彼は「人口の10%の人々が、あなたに平等な人として認められたいと願っているのです」と呼びかけている。これは、「何が正義か」「正義に適うのはどのような決定なのか」を問い直す呼びかけとして捉えることができる。

ここから言えるのは、キャンペーンを一概に「非熟議的实践」と規定する必要はないのではないか、ということである。熟議システム論では、「マイクロな非熟議的实践のマクロな熟議効果」が論じられることが多いが、丁寧に見えれば、キャンペーンのような実践の中にも、確かに熟議的な契機が含まれているのである。

キャンペーンが加熱してくると、日常的にも当該争点に関するコミュニケーションが増えてくる。たとえば、前大統領であるメアリー・マッカーリースは、次のように証言している。

男性、女性、若者が、正式なキャンペーンとしてではなかったが、食卓、職場、大学、商店、カフェ、パブ、ストリートにおける、数人の人々との、しかし何万もの私的な会話を通じて、変化に向けての静かな唱導者となった。(Healy et al. 2015: xiii)

国民投票という「焦点」が、それまではなかなか語ることはできなかった争点に対するコミュニケーションを活性化し、投票に至るまでのプロセスにおける様々な段階を、より「熟議」的なものとしていったのである。さらに、キャンペーン（特に賛成派によるそれ）と投票率との間には、正の相関があったことが証明されている（Elkink et al. 2017: 373）。キャンペーンは、投票率を押し上げることによって、包摂的な正統性の向上にも寄与していると言えるだろう。

5-2 人工妊娠中絶合法化過程の分析と評価

次に、人工妊娠中絶合法化過程について見ていこう。「婚姻の平等」合法化過程と重複する点が多いため、簡単に全体像を概観した上で、特にミニ・パブリックスとレファレンダムの結びつきが「2回目」であったことの効果に着目してみたい。

(1) 「婚姻の平等」合法化過程との共通点・相違点

まずは、①ミニ・パブリックスと政治家（および議会）の相互作用に関して、「婚姻の平等」合法化過程との大きな差異を指摘することができる。それは、ミニ・パブリックスが市民だけで構成されていたという点である。しかし、それによって相互作用の程度が低くなったと結論することはできない。市民議会からの提言を受け、全政党からの21人の議員で構成される両院合同特別委員会が設置され、4ヵ月にわたって市民議会の提言を検討するための議論が繰り広げられたからである。スターとテレーザ・レイディは、両院合同特別委員会において市民議会が640回にわたり言及されたことを指摘し、「ミニ・パブリックスが、議会における大規模な熟議委員会段階の基礎を形成した」と評価している（Suiter and Reidy 2020: 540）。

一八九

また、②ミニ・パブリックスと社会運動の相互作用に関して、興味深い報告がある。左派のプロ・チョイス団体の中には、すでにアイルランド市民の過半数が人工妊娠中絶の合法化に賛成しているとの世論調査をもとに、「熟議に時

間と費用をかけずに、政府が問題に直接取り組むべきである」と主張し、市民議会の開催に強硬に反対する団体もあった。しかし、ライブ中継された本会議における市民の質問や意見が、洞察力と的確さを示すものであったため、次第に批判を和らげていったというのだ（Courant 2021: 9）。

その他の要素間の相互作用は、おおむね「婚姻の平等」合法化過程と同様であったと考えられる。たとえば③ミニ・パブリックスと広範な市民社会の相互作用については、RTÉの出口調査によれば、有権者の約66%が市民議会の存在を認知しており、またその70%が無作為抽出された市民により構成されていることを、76%が専門家が情報を提供していることを認知していた（RTÉ and Behaviour & Attitudes 2018）。スーターは、市民議会に対する認知と、有権者の問題に対する理解・選好（賛成）・行動（投票）の間にプラスの統計的有意差があるとし、「直接投票に先立って熟議体を設置することが、より広い社会における熟議に影響を与えることを示唆している」としている（Suiter 2018）。またエルキンらは、市民会議を意識した有権者に賛成票を投じる傾向が高かったことから、「直接投票前の熟議段階が投票時の情報環境を明らかに改善し、決定的な結果に貢献した」としている（Elkink et al. 2020）。

また、⑤キャンペーンと市民社会の相互作用においては、先に「婚姻の平等」国民投票に向けた賛成派の戸別訪問に関して「キャンペーン自体の中に熟議的な契機を見て取ることができる」としたが、これについても同じことが言える。すでに3-2で確認したように、賛成派のキャンペーンは戸別訪問と「異質な他者との対話」にも注力した。「彼らは外に出て、先入観なしに話し、聴いた。彼らは田舎の村でミサに行く老婦人が敗北の原因だとは仮定しなかった」⁽⁵⁾のである。

Ipsos MRBI社の世論調査によれば、投票行動に最も影響を与えたのは、議論が42%（ソーシャル・メディアでの議論24%、家庭・職場・交友関係での

(5) O'Toole, Fintan (2018) "If only Brexit had been run like Ireland's referendum," <https://www.theguardian.com/commentisfree/2018/may/29/brexit-ireland-referendum-experiment-trusting-people> (2020年9月30日最終アクセス)。

議論15%、戸別訪問3%）、討論と広報が38%（テレビ討論25%、ラジオ討論9%、新聞記事3%、ミサでの声明1%）、広告が12%（ポスター7%、屋外広告2%、オンライン広告2%、リーフレット1%）であった（Loscher 2018）。ここからは、広告等の影響力は限定的であったこと、また、ミニ・パブリックスのような制度的な熟議の場だけではなく、公共空間および私的領域でのさまざまな熟議が人々の投票行動にかなりの影響を与えたことが伺える。

一般に直接投票に対しては、資金力のある団体による大規模な広告展開や、ソーシャル・メディア等を通じたフェイクニュースの拡散などによる影響が懸念される場所である。アイルランドの事例にみる「直接投票プロセス」や「熟議システム」が、それらの影響を撥ね返すだけの十分な力を有していたとするには、ここまでの分析では、いまだ論拠が不足しているかもしれない。もちろん、規制の力は大きなものであったと思われる。アイルランドでは政治目的の広告の放送が禁じられていること、政党による意見放送は賛否双方の時間が平等になるよう求められていることは、2-1で確認した通りである。また3-2では、主なソーシャル・メディアが広告の掲載を拒否したり、制限を行ったりを確認している。これらの規制の力と相俟って、ミニ・パブリックスが議会や市民社会に「熟議的な手がかり」を提供したこと、また直接投票が「焦点」として機能することで、キャンペーン——それ自体も熟議的な契機を孕んでいる——が私的領域を含めた広範な場での熟議を喚起したことまた、上記の世論調査のような結果をもたらす要因となったのではないだろうか。

(2) 「反復一般投票」としての機能？

最後に検討したいのが、人工妊娠中絶合法化過程は、アイルランドの人々にとって、2回目の「ミニ・パブリックスを経たレファレンダム」であったことの影響である。

一八七

スペンサー・マッケイは、熟議と投票の組み合わせ方として、「反復一般投票（Iterated Popular Vote: IPV）」というあり方を提唱している（McKay 2019）。これは、ミニ・パブリックスと多段階一般投票とを組み合わせようと

いうものである。多段階一般投票とは、ニュージーランドで複数回使用されているレファレンダムの手法で、特に2015年と2016年に実施された国旗変更に関するレファレンダムが広く知られている。2015年11月から12月にかけて行われた第一段階の投票では、新しい旗のデザイン案が5つ提示され、有権者のランク付けにより新国旗案が選出された。2016年3月に行われた第二段階の投票では、現行国旗と新国旗案のどちらを選択するかが問われ、現行の国旗を維持することが56.6%の賛成により決定した。

このような投票方法を導入することで、通常のレファレンダムよりも熟議の機会が増えることになるが、マッケイはさらに、ミニ・パブリックスを組み合わせることを提案する。「多段階一般投票は、熟議の機会を増やし、議題を設定する上で市民がより大きな役割を果たせるようにする。一方、ミニ・パブリックスは、一般市民に熟議の手がかりを提供することにより、質の高い熟議を促進する」(McKay 2019: 2)。それによって「マイクロな熟議とマクロな参加の間のギャップを埋める」ことが可能となるのだ (McKay 2019: 11)。

もちろん、アイルランドの事例は、同一争点に関する多段階一般投票ではない。しかし、「婚姻の平等」も人工妊娠中絶も、いずれも社会的・道徳的争点に関するものであり、個人の価値観が問われる問題である。そして、前者は憲法会議、後者は市民議会と、いずれもミニ・パブリックスを経て投票が行われている。そう考えると、マッケイの提唱する「反復一般投票」と同様の効果が観察できるかもしれない。

これを考える手がかりとなるのが、スーターとレイディの研究である (Suiter and Reidy 2020)。スーターとレイディは、「熟議がよりシステム的になるにつれて、正しい投票が増加し、有権者の選好と投票時の選択との間の整合性が高まる」と考える (Suiter and Reidy 2020: 541)。ここで「正しい投票」とは、有権者が争点に対する十分な知識を得て、自らの価値観や信念に沿った意思決定を行うことを指す (本稿における「認知的正当性」を有する投票であると言えるだろう)。その上で、ミニ・パブリックスが存在しなかった2012年の子どもの権利に関する国民投票、最初のミニ・パブリックスとレファレンダム

の結びつきであった2015年の「婚姻の平等」国民投票、2度目となる2018年の人工妊娠中絶国民投票の、3つの国民投票について比較検証を行っている。

その結果、十分な知識に基づき、自らの価値観や信念に沿って賛成票または反対票を投じた有権者の割合は、子どもの権利国民投票では51%、「婚姻の平等」国民投票では63%、人工妊娠中絶国民投票では87%と、徐々に向上していることが明らかとなった(Suiter and Reidy 2020: 551, Table 2.)⁽⁶⁾。スターとレイディは、「それぞれの国民投票が前回よりも単に顕著であったか、あるいは、これらの道徳的問題に関する有権者の知識が蓄積されていた可能性もある」と留保しながらも、「投票と価値観とが一致している人が全体の約半数から80%超に増加したことは、婚姻権や中絶に関する国民投票に先立って採用された熟議手続きのシステム的な影響を示唆しているのではないかと考えられる」と結論している(Suiter and Reidy 2020: 548)。

繰返しになるが、アイルランドの事例は「反復一般投票」とイコールではない。しかし、ここまでの分析は、社会的・道徳的争点に関するミニ・パブリックとレファレンダムが繰り返されたことで、一連のプロセスが、あるいはシステム全体が、より「熟議的」なものとなったことを示唆していると言えるだろう。

6 おわりに

本稿の目的は、アイルランドにおける2つの憲法改正事例において、投票とそれに先立つ熟議がいかにかにデザインされていたか、そしてそれが、包摂的な正統性 (legitimacy) と認知的な正当性 (rightness) の向上に、いかに寄与していたかを明らかにすることであった。

(6) ただし、3つの国民投票はすべてが同じ調査デザインとはなっていない点に留意が必要である。「婚姻の平等」国民投票と人工妊娠中絶国民投票に関しては、賛成票を投じた有権者・反対票を投じた有権者の双方がデータに含まれているが、子どもの権利国民投票に関しては、賛成票を投じた有権者のデータを欠いており、完全に同じ条件での比較対象とはなっていない。

まず、「婚姻の平等」も人工妊娠中絶も、「世界に冠たるカトリック国家」であったアイルランドにおいては、長い歴史を有する社会的・道徳的争点であったことを確認した。特に人工妊娠中絶に関しては、関連する国民投票が2018年以前に5回も実施されており、国民を二分する議論が繰り返されてきた。そのような中、経済成長や国際化、都市化の進展、教会や神父のスキャンダルなどによってカトリック教会の地位が大きく揺さぶられ、一方でEUの政治統合の進行により、社会政策が改めて重要な争点となったのであった（第2節）。

一方で、これらの争点は、選挙への影響を懸念する中道右派の2大政党にとっては、政治的な解決が困難な「棘」となっていた。ミニ・パブリックスが採用されたのは、政界大再編となった2011年の総選挙で第1党となったフィネ・ゲールの「政治的決意の欠如」あるいは連立パートナーとの妥協の産物であったかもしれないが、結果としてそれが、大きな変化をもたらすことにつながったことも確認した（第3節）。

その上で、事例を分析するための理論的枠組みを検討した。検討したのは、直接投票をプロセスとして捉え、その中に熟議を位置づける「直接投票プロセス論」と、熟議をシステムとして捉え、その中に直接投票を位置づける「熟議システム論」である。いずれも、プロセスまたはシステムの中で熟議の程度が高まることに着目しているという点で、特に矛盾なく事例を分析し得るものであった（第4節）。

事例の分析においては、特に要素間の相互作用に着目した。ミニ・パブリックスが議会や市民社会に「熟議的な手がかり」を提供したこと、「非熟議的」とされることの多いキャンペーンもまた熟議的な契機を孕んでいたこと、キャンペーンは投票率の向上に寄与するとともに、私的領域を含めた広範な場での熟議を喚起したことなどが明らかとなった。また、ミニ・パブリックスとレファレンダムが繰り返されることで、一連のプロセスが、あるいはシステム全体が、より「熟議的」なものとなる可能性も伺えた（第5節）。

もちろん、これらは多様な要因が複雑に絡まっているものであり、単純に因果関係を指定できるものではない。さらに、アイルランドの事例以外にも、さ

さまざまな可能性があり得る。ミニ・パブリックスがプロセスのどの段階に組み込まれるのか——問題の特定段階なのか、解決策の提案段階なのか、法案への賛否決定段階なのか——によっても異なるであろうし、レファレンダムの発議主体——憲法上義務づけられているものか、政府によるトップダウンによるものか、市民が署名を集めてのボトムアップによるものか——によっても、さらにはその結果の扱い——法的拘束力を持つのか、諮問的なものなのか——によっても変わってくるであろう。もちろん、広告への規制やフェイクニュースへの対応などのデザインは、投票プロセスや熟議システムに大きな影響を及ぼすことになる。

しかし少なくとも、〈^{voice}熟議〉と〈^{votes}投票〉とを組み合わせることにより、認知的な正当性と包摂的な正統性を向上し得る可能性があることを、アイルランドの経験は物語っている。

文献一覧

- 吉良貴之 (2007) 「Deliberative democracy における deliberation の意味：特に訳語について」
<http://jj57010.web.fc2.com/writings/20070822.html> (2021年1月10日アクセス)。
- 田村哲樹 (2016) 「熟議民主主義と集団政治：利益団体・アソシエーション・集合性の構成」宮本太郎・山口二郎編『リアル・デモクラシー：ポスト「日本型利益政治」の構想』岩波書店、189-216。
- 田村哲樹 (2017) 「熟議民主主義論：熟議の場としての市民社会」坂本治也編『市民社会論：理論と実証の最前線』法律文化社、20-38。
- 徳田太郎 (2020) 「対話／熟議の場を生成するファシリテーション」『総合人間学』(14)：110-140。
- 柳瀬昇 (2009) 『裁判員制度の立法学：討議民主主義理論に基づく国民の司法参加の意義の再構成』日本評論社。
- Bird, Charlie (2016) *A Day in May: Real Lives, True Stories*, Merrion Press.
- Chambers, Simone (2009) “Rhetoric and the Public Sphere: Has Deliberative Democracy Abandoned Mass Democracy?,” *Political Theory*, 37 (3): 323-350.
- Chambers, Simone (2018) “Making Referendums Safe for Democracy: A Call for More and Better Deliberation,” *Swiss Political Science Review*, 24 (3): 305-311.
- Cheneval, Francis and Alice el-Wakil (2018) “The Institutional Design of Referendums: Bottom-Up and Binding,” *Swiss Political Science Review*, 24 (3): 294-304.
- Cohen, Joshua (1989) “Deliberation and Democratic Legitimacy,” in: Alan Hamlin and Philip Pettit (eds.) *The Good Polity: Normative Analysis of the State*, Basil Blackwell, 17-34.

- Courant, Dimitri (2021) "Citizens' Assemblies for Referendums and Constitutional Reforms: Is There an "Irish Model" for Deliberative Democracy?," *Frontiers in Political Science*, 2: 591983.
- Dryzek, John S. (2010) *Foundations and Frontiers of Deliberative Governance*, Oxford University Press.
- el-Wakil, Alice (2017) "The Deliberative Potential of Facultative Referendums: Procedure and Substance in Direct Democracy," *Democratic Theory*, 4 (1): 59-78.
- el-Wakil, Alice (2020) "Supporting Deliberative Systems with Referendums and Initiatives," *Journal of Deliberative Democracy*, 16 (1): 37-45.
- Elkink, Johan A., David M. Farrell, Sofie Marien, Theresa Reidy and Jane Suiter (2020) "The Death of Conservative Ireland? The 2018 Abortion Referendum," *Electoral Studies*, 65.
- Elkink, Johan A., David M. Farrell, Theresa Reidy and Jane Suiter (2017) "Understanding the 2015 Marriage Referendum in Ireland: Context, Campaign, and Conservative Ireland," *Irish Political Studies*, 32 (3): 361-381.
- Farrell, David M., Jane Suiter, Clodagh Harris and Kevin Cunningham (2019) "The Effects of Mixed Membership in a Deliberative Forum: The Irish Constitutional Convention of 2012-2014," *Political Studies*, 68 (1): 54-73.
- Farrell, David M., Jane Suiter, Kevin Cunningham and Clodagh Harris (2020) "When Mini-Publics and Maxi-Publics Coincide: Ireland's National Debate on Abortion," *Representation* (online): 1-19.
- Fishkin, James S. (1995) *The Voice of the People: Public Opinion and Democracy*, Yale University Press.
- Fishkin, James S. (2009 = 2011) *When the People Speak: Deliberative Democracy and Public Consultation*, Oxford University Press. (岩木貴子訳『人々の声が響き合うとき：熟議空間と民主主義』早川書房)
- Gastil, John W. (2014) "Beyond Endorsements and Partisan Cues: Giving Voters Viable Alternatives to Unreliable Cognitive Shortcuts," *The Good Society*, 23 (2): 145-159.
- Gastil, John W. and Robert Richards (2013) "Making Direct Democracy Deliberative through Random Assemblies," *Politics and Society*, 41 (2): 253-281.
- Gutmann, Amy, and Dennis Thompson (2004) *Why Deliberative Democracy?*, Princeton University Press.
- Healy, Gráinne, Brian Sheehan and Noel Whelan (2015) *Ireland Says Yes: The Inside Story of How the Vote for Marriage Equality Was Won*, Merrion Press.
- Landemore, Hélène (2017) "Deliberative Democracy as Open, Not (Just) Representative Democracy," *Dædalus*, 146 (3): 51-63.
- Landemore, Hélène (2018) "Referendums Are Never Merely Referendums: On the Need to Make Popular Vote Processes More Deliberative," *Swiss Political Science Review*, 24 (3): 320-327.
- LeDuc, Lawrence (2015) "Referendums and Deliberative Democracy," *Electoral Studies*, 38:

139-148.

- Leib, Ethan (2006) "Can Direct Democracy Be Made Deliberative?," *Buffalo Law Review*, 54, 903-925.
- Levy, Ron (2013) "'Deliberative Voting': Realising Constitutional Referendum Democracy," *Public Law*, 47 (4): 555-574.
- Levy, Ron (2017) "The Deliberative Case for Constitutional Referenda," *Election Law Journal*, 16 (2): 213-221.
- Loscher, Damian (2018) "How Ireland talked its way to a Yes vote," <https://www.irishtimes.com/opinion/how-ireland-talked-its-way-to-a-yes-vote-1.3529337> (Accessed: 10 January 2021).
- Mansbridge, Jane (1999) "Everyday Talk in the Deliberative System," in: Stephen Macedo (ed.), *Deliberative Politics: Essays on Democracy and Disagreement*, Oxford University Press, 211-239.
- Mansbridge, Jane (2019) "Recursive Representation," in: Dario Castiglione and Johanne Polak (eds.), *Creating Political Presence: The New Politics of Democratic Representation*, Chicago University Press, 298-338.
- Mansbridge, Jane, James Bohman, Simone Chambers, Thomas Christiano, Archon Fung, John Parkinson, Dennis F. Thompson, and Mark E. Warren (2012) "A Systemic Approach to Deliberative Democracy," in: John Parkinson and Jane Mansbridge (eds.), *Deliberative Systems: Deliberative Democracy at the Large Scale*, Cambridge University Press, 1-26.
- McKay, Spencer (2018) "Designing Popular Vote Processes for Democratic Systems: Counter-Proposals, Recurring Referendums, and Iterated Popular Votes," *Swiss Political Science Review*, 24 (3): 328-334.
- McKay, Spencer (2019) "Building a Better Referendum: Linking Mini-Publics and Mass Publics in Popular Votes," *Journal of Public Deliberation*, 15 (1): 8.
- Offe, Claus (2017) "Referendum vs. Institutionalized Deliberation: What Democratic Theorists Can Learn from the 2016 Brexit Decision," *Dædalus*, 146 (3): 14-25.
- Owen, David and Graham Smith (2015) "Deliberation, Democracy, and the Systemic Turn," *The Journal of Political Philosophy*, 23 (2): 213-234.
- Parkinson, John (2020) "The Roles of Referendums in Deliberative Systems," *Representation* (online): 1-16.
- RTÉ and Behaviour & Attitudes (2018) "Thirty-sixth Amendment to the Constitution Exit Poll 25th May, 2018," <https://static.rasset.ie/documents/news/2018/05/rte-exit-poll-final-11pm.pdf>
- Stevenson, Hayley and John S. Dryzek (2014) *Democratizing Global Climate Governance*, Cambridge University Press.
- Suiter, Jane (2018) "Lessons from Ireland's Recent Referendums: How Deliberation Helps Inform Voters," *British Politics and Policy at LSE*.
- Suiter, Jane, David M. Farrell and Clodagh Harris (2016) "The Irish Constitutional Conven-

アイルランドの憲法改正における熟議と直接投票（下）（徳田太郎）

tion: A Case of 'High Legitimacy'?,” in: Min Reuchamps and Jane Suiter (eds.) *Constitutional Deliberative Democracy in Europe*, ECPR Press, 33-52.

Suiter, Jane and Theresa Reidy (2020) “Does Deliberation Help Deliver Informed Electorates: Evidence from Irish Referendum Votes,” *Representation*, 56 (4): 539-557.

Young, Iris M. (2000) *Inclusion and Democracy*, Oxford University Press.